

豊島区入札・契約事務に係る情報提供要求 及び働きかけへの対応に関する要綱

平成 22 年 4 月 22 日

総務部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）が行う入札・契約事務に関し、職員が受ける情報提供要求及び働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、組織として情報の共有化と適切な対応の徹底を図り、もって入札・契約事務の公平性及び透明性を向上させることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）により任用された職員をいう。
- (2) 入札・契約事務 区が行う次の事務事業に係る入札・契約に関する事務をいう。
 - ア 土木工事、建築工事及び設備工事（以下「建設工事」という。）
 - イ 建設工事に関する設計、調査、工事監理並びに建設工事の用に供することを目的とする測量及び機械類の製造
 - ウ 物品の買入れ
 - エ 業務委託・請負
 - オ その他入札・契約に関する一切の事務
- (3) 情報提供要求 正当な理由なく入札・契約事務に関する次に掲げる情報のうち、公表されていないものの提供を職員に対して要求することをいう。
 - ア 一般競争入札の入札参加申込者の名称及び数
 - イ 予定価格（起工額、予算明細書の事業額を含む。）
 - ウ 最低制限価格
 - エ 低入札価格調査基準額
 - オ 総合評価方式に係る施工能力評価点
 - カ その他入札・契約事務に関し秘密に属する情報
- (4) 働きかけ 職員に対して入札・契約事務の公平・公正な執行を損なうおそれがある行為又は公平・公正な入札・契約事務を確保するうえで不適当な行為を行うことを要求することをいう。
- (5) 情報提供要求等 情報提供要求及び働きかけをいう。

(職員の基本姿勢)

第 3 条 職員は、常に法令を遵守し、何人に対しても公平・公正な姿勢で対応しなければならない。

2 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、情報提供要求等に対しては、き然たる態度で臨むものとする。

(所属長の責務)

第 4 条 所属長（当該職員が所属する課の長をいう。以下同じ。）は、常に所管する業務及び所属する職員に対する情報提供要求等の把握に努めるとともに、情報提供要求等が発生したとき、又は発生するおそれがあると認められるときは、適切な指導監督を行い、情報提供要求等に対して組織的に対応しなければならない。

(情報提供要求等への対応)

第 5 条 職員は、情報提供要求又はその疑いのある情報提供要求に対して回答してはならない。

2 職員は、働きかけ又はその疑いのある働きかけ行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

3 職員は、情報提供要求等又はその疑いのある情報提供要求等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、その者に対して当該行為について記録する旨及び記録した内容は公表することがある旨を告知しなければならない。

(情報提供要求等の記録及び報告)

第 6 条 職員は、前条第 3 項に規定する情報提供要求等又はその疑いのある情報提供要求等を受けたときは、直ちにその事実を不当な情報提供要求等記録簿（別記第 1 号様式。以下「記録簿」という。）に正確に記載し、所属長に報告をしなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、当該報告を行った職員に対し、必要な助言又は指示を行うとともに、当該記録簿の写しにより所属する部長を経由して、当該事務事業を所管する課長及び契約課長に報告しなければならない。

(情報提供要求等の処理)

第 7 条 契約課長は、前条第 2 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が不当な情報提供要求等に該当すると判断できる場合には、直ちに総務部長に報告する。

- 2 総務部長は、前項の報告が情報提供要求等に該当すると判断した場合には、豊島区指名業者選定委員会（以下「指名業者選定委員会」という。）の審議に付する手続を進めるものとする。

（指名業者選定委員会の審議）

第 8 条 指名業者選定委員会は、所管部長から当該情報提供要求等の事実関係の説明を求め、組織として必要な措置を講ずる必要のある情報提供要求等又はその疑いのある要求等であるか否かについて審議するものとする。

- 2 指名業者選定委員会は、組織として必要な措置を講ずる必要があると決定したときは、情報提供要求等の公表及び競争入札参加停止及び指名停止等措置をとるよう措置要請書（別記第 2 号様式）により、区長に要請する。

（措置の実施）

第 9 条 区長は、前条第 2 項の要請に応じて、情報提供要求又は働きかけ（別記第 3 号様式）を作成し、直ちに、豊島区ホームページに公表する。

- 2 区長は、情報提供要求等を行ったと認められる者が豊島区競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定。以下「指名停止要綱」という。）第 2 条第 1 号に規定する有資格者であるときは、当該有資格者に対して競争入札参加停止及び指名停止等措置を行う。この場合においては、指名停止要綱第 4 条に規定する指名業者選定委員会との協議は行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 22 日から施行する。